



30 福保健環第772号
東京都動物愛護管理審議会

東京都動物の愛護及び管理に関する条例第33条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

平成30年8月30日

東京都知事 小池百合子

記

1 諮問事項

東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について

2 諮問理由

東京都は、平成26年3月、「東京都動物愛護管理推進計画」を改定し、具体的取組を推進してきたところだが、本計画では5年後を目途に見直しを行うこととしている。

そこで、計画策定後の社会状況の変化や動物愛護管理をめぐる東京都の現状等を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、施策をより効果的に推進するため、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について諮問する。